

雇用対策の拡充を求める意見書

2009年11月における、我が国の完全失業者数は331万人に達し、有効求人倍率は0.45倍、完全失業率は5.2%と、雇用情勢は予断を許さない状況が続いている。

このため、政府は、昨年10月に緊急雇用対策を策定し、今通常国会では、雇用対策費を盛り込んだ平成21年度第2次補正予算が成立したものの、引き続き雇用の確実な下支えとなる対策の着実な実行と、さらなる充実が求められている。

よって、国会及び政府においては、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 セーフティネット強化の観点から、雇用保険の非正規労働者への適用範囲の拡大を図ること。
- 2 雇用保険の受給を終えても再就職することができない求職者等が、第2のセーフティネットとして、無料で職業訓練を受講しながら、生活支援給付を受けることができる制度を恒久化すること。
- 3 登録型派遣、製造業務派遣及び日雇い派遣の禁止、違法派遣の場合における直接雇用の促進、均等処遇の推進、並びにマージン率の情報公開の実施のため、労働者派遣法を速やかに改正すること。
- 4 訓練・生活支援給付を恒久化し、未就職新規学卒者にも訓練・生活支援給付の適用を拡大するとともに、次の雇用へつなげるための試行雇用（トライアル雇用）の拡充を図ること。
- 5 新規学卒者の内定率の低下と就職活動にかかる費用負担が非常に重いことを踏まえ、就活応援基金の創設などにより経済的負担の軽減を図ること。
- 6 ハローワークにおいて、住宅や福祉の相談・手続もできるワンストップ・サービス・デイを定期的に開催すること。
- 7 介護、医療、福祉、環境、新エネルギー、農林水産漁業などの分野への就労を支援し、雇用を促進すること。
- 8 高齢者、障がい者、ひとり親家庭の親など、特に就労が困難な状況にある求職者については、特段の配慮をもって就労支援を実施すること。
- 9 メンタルヘルスの不調や、過労死、不払い残業などをなくし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した労働時間を実現するため、労働時間短縮に向けた労使の取り組みを支援し、促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣

（提出者）全議員